

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

納税
換価 の 猶 予 申 請 書

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項 第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

| | | | | |
|-----|-------|--|---------|-----------|
| 申請者 | 住所所在地 | 〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)×××× | ① 申請年月日 | 令和〇年4月20日 |
| | 氏名 | 国税 太郎 | | |
| | 法人番号 | | ※ 通債日付印 | |
| | | | 申請書番号 | |
| | | | 処理年月日 | |

| 年度 | 税目 | 納期限 | 本税 | 加算税 | 延滞税 | 利子税 | 滞納処分費 | 備考 |
|-----|------------|--------|---|-----|-----|--|-------|-------|
| 令和〇 | 消費税及び地方消費税 | 〇・3・31 | 250,000 | — | 要 | — | — | 令和〇年分 |
| | | | 猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。 | | | | | |
| 合計 | | | イ 250,000 | ロ | ハ | すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額(A)」欄の金額)を記載してください。 | | |

| | | | | | |
|---------|---------|------------|---|--------------------|---------|
| ②イ～ホの合計 | 250,000 | ③現在納付可能資金額 | 0 | ④猶予を受けようとする金額(②-③) | 250,000 |
|---------|---------|------------|---|--------------------|---------|

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄の計画を記載してください。

すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

| ⑤ 納付計画 | 年月日 | 納付金額 | 年月日 | 納付金額 | 年月日 | 納付金額 |
|--------|-----------|------|------------|---------|------------|-----------------|
| | 令和〇年4月30日 | 0円 | 令和〇年8月31日 | 0円 | 令和〇年12月31日 | 10,000円 |
| | 令和〇年5月31日 | 0円 | 令和〇年9月30日 | 40,000円 | 令和△年1月31日 | 80,000円 |
| | 令和〇年6月30日 | 0円 | 令和〇年10月31日 | 0円 | 令和△年2月28日 | 70,000円 |
| | 令和〇年7月31日 | 0円 | 令和〇年11月30日 | 0円 | 令和△年3月31日 | 50,000円 +延滞税 |

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

| | |
|------|-----------------------------|
| 猶予期間 | 令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間 |
|------|-----------------------------|

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。
猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

| | | |
|----|---|----------------------|
| 担保 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情 |
|----|---|----------------------|

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
 - 今後(2か月程度)地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。